

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

1、子育て、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

(1) 旭川市いじめ問題再調査委員会の調査終了報告について、及び(2) 市民団体が運営するウェブサイトへの「いじめの重大事態に係る調査報告書」とされる文書の掲載についての以上2件について、理事者から報告願います。

○向井子育て支援部長 旭川市いじめ問題再調査委員会の調査終了について御報告を申し上げます。

旭川市いじめ問題再調査委員会は、令和4年9月12日付で旭川市いじめ防止等対策委員会から旭川市教育委員会に答申されたいじめの重大事態に係る調査の結果について、いじめの認定の再検証、いじめと自死の関連性の再検証、学校及び市教委の対応についての再検証と再発防止策の提言の3項目について市長から諮問をし、調査をいただいていたところでございます。

このたび、令和6年6月30日に同委員会から調査の終了報告及び報告書の概要について提出を受けましたことから、これを報告するものでございます。概要では、いじめの認定やいじめと自死の関連性について報告をされたほか、いじめに対する学校や市教委等の対応についての指摘、再発防止の観点及び専門的観点からの提言をいただいております。

同委員会からは、調査の報告書については完成はしているものの、市の情報管理への懸念等から現時点では報告書の提出による答申は行わず、同委員会として漏えいに対する十分な保護措置を取り、市の情報管理の在り方を確認した上で、後日、答申を行う旨の申入れがされているところでございます。

本市といたしましても、引き続き適切な情報管理に努めるとともに、文書の保管、管理方法の見直しなどの改善を進め、委員会から早期に報告書の提出をいただけるよう努めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。

○坂本学校教育部長 市民団体が運営するウェブサイトへの「いじめの重大事態に係る調査報告書」とされる文書の掲載について御報告をいたします。

旭川市いじめ防止等対策委員会の最終報告書を装う、黒塗りのない文書をネット上に掲載するという行為は、御遺族や関係者の方々に大変な御心痛と御負担を与え、許し難いものであります。こうした行為により、旭川市いじめ問題再調査委員会の答申も延期され、本市のいじめ対策はもとより、教育委員会への信用失墜を招くこととなり、御遺族をはじめ、市民の皆様方におわびを申し上げます。

文書掲載後の経過について申し上げます。本年6月24日、インターネット上の市民団体が運営するサイトに、さきのいじめの重大事態に係る調査報告書のような黒塗りのされていない文書が掲載されました。個人の尊厳を傷つけ、御遺族や関係者のプライバシーを侵害する大変悪質な行為であり、掲載発覚後の翌々日の6月26日夜、サイト運営団体代表者に対し、直接、電子メール及び電話で掲載文書の削除要請を行い、直ちにサイトから削除されております。遺族側弁護士からは、6月27日、ネット上に文書を掲載した市民団体に対し、刑事訴追を求める申入れ書が教育委員会

に提出されており、法的手続に向けて捜査機関や弁護士と相談しながら必要な準備を進めております。

次に、文書流出と再発防止についてであります。最終報告書については、現在、新庁舎の教育委員会執務室内のキャビネットに施錠の上保管しており、このたびのネット上での掲載後、これまでの保管状況について確認したところ、外部に流出した形跡は見当たりませんでした。また、ネット上に掲載された文書については、内部調査により、最終報告書ではないことを確認できており、流出については、掲載団体への法的手続と併せて、捜査機関及び弁護士に相談しているところです。

今後の文書管理については、旭川市いじめ問題再調査委員会の事務局を担う子育て支援部とも連携し、適切な取扱い方法を協議しているところです。

報告については以上です。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(挙手する者あり)

○高花委員長 2名の委員から発言する意向が示されましたことから、発言順については、大会派順で行うこととし、発言場所は質疑席で行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 それでは、そのように実施することといたします。

それでは、駒木委員、質疑席への移動をお願いします。

御発言願います。

○駒木委員 今回、旭川市いじめ問題再調査委員会から今津市長に調査終了の報告がございました。当時立ち上げられました対策委員会で明らかにならなかった、いじめと自殺の因果関係について、再調査委員会では明らかとなり、これまでの御遺族の心情に寄り添った結果と受け止めております。どれほど長かった結果であったかとお察しをします。改めて心から哀悼の意を申し上げます。

では、質疑に入らせていただきます。いじめ再調査報告についてですが、再調査委員会の会議については、真相究明に御尽力いただきたいことをこれまでも常任委員会で質疑をさせていただきました。改めてではありますが、これまで何回の会議が行われてきたのでしょうか、お伺いをします。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 旭川市いじめ問題再調査委員会では、令和4年12月22日に第1回の会議を開催しましてから令和6年6月13日まで、計22回の会議が行われ、今回調査終了報告がなされたところであります。

○駒木委員 今回は報告書をもつての答申には至らず、調査終了の報告でありました。これは、6月24日にありました、さきの報告書の関係文書が流出されるあつてはならない事案が発生したことが影響しているものと思いますが、このことについては、所管部局としてどのような認識をお持ちでしょうか、お伺いします。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 今回の6月30日の調査終了報告において、再調査委員会からは、既に報告書は完成しているものの、市の情報管理への懸念や漏えいした情報をめぐっての状況を踏まえ、現時点での報告書の提出による答申は行わないとの報告がなされたところでありますことから、今回答申に至らなかったことにつきましては、この件の影響があったものと認識しております。

○駒木委員 再調査では、前回の調査で不明な点が多く残され、明らかにならなかった点が見受け

られ、今津市長が求めて、再調査委員会を立ち上げられました。御遺族の心情に寄り添い、調査が開始をされました。再調査委員会の皆様には、終了報告に至るまで、真相究明に御尽力くださったことと認識をしております。この流出の影響は非常に残念でなりません。

では、最終的に報告書が提出されるのはいつ頃になるのでしょうか、お示してください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 再調査委員会からは、漏えいに対する十分な保護措置を取り、市の情報管理の在り方を確認した上で、後日、報告書による答申を行うこととされており、現時点では、報告書の提出時期について具体的な見通しは示されていません。

○駒木委員 市の情報管理の在り方を確認した上で答申がなされるとのことですが、本市としては、この情報管理についてどのように進めていくのでしょうか、見解をお伺いします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 今回、関係文書と思われるものが公開されたことにつきましては、再調査委員会においても、市の情報管理に懸念を抱いたとされており、真偽は不明ではありますがものの、社会的にも本市に対し不安を与えたものであると認識しております。

再調査委員会から求められている今後の市の情報管理の在り方につきましては、現在、市長を中心とし、関係部局で協議を行っているところです。具体的な対策につきましては、対策の効果にも影響するものでありますので、その内容を申し上げることは控えさせていただきたいと思いますが、物理的な管理体制の強化や情報にアクセスできる職員の制限、アクセスした履歴の保持など、あらゆる面における情報管理の徹底を図り、再調査委員会から信頼して報告書を提出いただけるよう努め、また、そのことが本件のみならず、市の情報管理に対する信頼回復につながるものと考えております。

○駒木委員 今御答弁にもございましたが、社会的にも本市に対し不安を与えたものであります。再調査委員会から求められる今後の市の情報管理の在り方について、信頼回復に徹して努めていただきたいと思います。

次に、市民団体が運営するウェブサイトへの調査報告書とされる文書の掲載についての質問に入らせていただきます。今回の流出問題は報道でも大きく取り上げられ、再調査委員会の報告にも重大な影響を及ぼしました。また、本市のみならず、全国のいじめ重大事態の調査にも影響を及ぼすことが懸念されるなど、この事態は非常に大きな問題でございます。

今回ネット上に掲載された文書について、最終報告書の前段階のものといったマスコミ報道もございしますが、どのようなものかお伺いをいたします。

○中瀬学校教育部次長 市民団体がネット上に掲載した文書の画像につきましては、真偽が定かではありませんでしたが、その後の内部調査により、さきのいじめ防止等対策委員会の最終報告書ではないことを確認できており、最終報告書の前段階のものである可能性も否定できないものと考えております。

○駒木委員 今回のことで、一番傷ついている御遺族の心情に寄り添うこと、また、亡くなられた生徒の尊厳や御遺族、関係者のプライバシーへの配慮というものが最優先されるべきであり、現時点で全てを公にするのが難しいことは十分理解をしております。

最終報告書の前段階の文書は、通常、誰が見たり、持ったりすることができるのでしょうか、確認をさせてください。

○中瀬学校教育部次長 いじめの重大事態の調査報告書の取りまとめに当たっては、いじめ防止対

策推進法や国のガイドラインに基づき、調査主体が被害者側に対し、調査状況や結果に関わる情報を適宜提供することとなっております。さきのいじめの重大事態については、あらかじめ前段階のものを当時のいじめ防止等対策委員会と遺族側が共有しながら、必要な調整を重ねてきたものと認識しております。

○駒木委員 当時のいじめ防止等対策委員会と御遺族との調整との答弁でありましたが、事務局でありました教育委員会は、答申された最終報告書以外のものは入手されていないのでしょうか、確認をさせてください。

○中瀬学校教育部次長 さきのいじめ防止等対策委員会からは、令和4年9月12日付の最終報告書のほか、令和4年4月14日に中間報告書を受領しております。その他の文書につきましては、保有や閲覧などの状況も含め、内部調査を行っているところであります。

○駒木委員 今回掲載された文書の特定や流出については誤字脱字があり、再調査委員会の文書ではないのではないのでしょうか。そういったことも含めて調査を行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

○中瀬学校教育部次長 掲載文書は、最終報告書と突き合わせた結果、文言や改行位置などに多くの相違点があり、同一文書ではないことを確認できております。あわせて、最終報告書の前段階の文書である可能性も否定できないことから、他の文書については保有や閲覧、複写なども含めて、内部調査を行いつつ、流出についても警察及び弁護士に相談しております。

○駒木委員 掲載文書を見させていただきましたが、メモ書きのような手書きがところどころ見受けられます。こういった文書を所持していたのは限られた人と分かるものではないのでしょうか、お伺いをします。

○中瀬学校教育部次長 掲載文書に関しましても、文書の特定など具体的なことについて内部調査を行っているところでございます。

○駒木委員 黒塗りのない文書の流出が確認されたのは、2回目であります。昨年の調査の際には、調査報告書の原本や複写を保管しているのは文部科学省、北海道教育委員会、市教委や市長部局の一部の職員、御遺族など限られているとのことでありましたが、再びこうした事案が起きてしまったことで、市教委は市民の信頼を大きく失ったと思います。

信頼回復にどのように努めていくのか、見解をお伺いします。

○中瀬学校教育部次長 昨年11月の本常任委員会で報告をいたしました、いじめの重大事態に係る調査報告書の保管状況に関する調査におきましては、本市及び調査結果の報告先である道教委や文部科学省から、調査報告書の原本、複写物等の盗難や紛失は確認されませんでした。今回の文書流出について、教育委員会の文書管理に疑念を持たれる事態となり、大変重く受け止めております。

今後におきましては、改めて情報管理を徹底するとともに、秘匿性や機密性の高い文書については、特に細心の注意を払い、確実な管理を行ってまいります。

○駒木委員 教育委員会としてこのようなことが繰り返されないために、今後はどのように対応されていくのでしょうか。今後のいじめ重大事態の調査の持ち方などの認識をお伺いします。

また、秘密の漏えいに関する罰則などはあるのでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 いじめの重大事態の調査に当たりましては、調査対象者に個人情報の取扱いやプライバシーへの配慮について丁寧に説明を行った上で、協力を依頼することが何よりも大切

なことであり、今後、同様の調査の実施に当たりましては、こうしたことを十分に踏まえ、このたびのような事態を繰り返さぬよう、適切に進めてまいります。

なお、地方公務員法では、一般職の地方公務員について、職務上知り得た秘密を漏らした場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられることが規定されております。

○駒木委員 今回のいじめの重大事態は、本市では初めての事案だったと思いますが、当時の対策委員会において、情報の取扱いなどの注意事項の確認は行っていたのでしょうか、お伺いします。

また、公表可能な議事録などがありますでしょうか。

○中瀬学校教育部長 いじめ防止等対策委員会においては、条例により委員に守秘義務が課されていることや関係文書について厳重に管理することを、会議の場で委員及び事務局とで確認しております。

対策委員会の議事録につきましては、旭川市情報公開条例などの関係規定により、一部を除き非公開としております。

○駒木委員 遺族側弁護団からは、文書を掲載した市民団体に対し、刑事訴追を求める申入れ書が教育委員会に提出されているとの報道がございました。どのような内容でしょうか。

また、どのように対応されていくのでしょうか、見解をお伺いします。

○中瀬学校教育部長 遺族側弁護団からは、当該画像の公表による混乱は非常に深刻であり、到底看過できるものではないこと、公文書を装った当該画像の内容を閲覧した人に亡くなられた女子生徒への予断、偏見、誤った先入観を抱かせるおそれがあり、御遺族が受けたショックと苦痛は計り知れないものがあること、教育委員会に対して市民団体代表者等の刑事訴追を強く求めるといった内容の申入れ書が提出されており、こうした思いも踏まえ、法的手続に向けた準備を慎重に進めております。

○駒木委員 当面はまず、今回の許されない行為が繰り返されないことがないよう、教育委員会として毅然とした態度で速やかに法的手続を進め、適切に対処していただきたく思います。

市民団体が、調査報告書とされる黒塗りのない文書をネット上に掲載したことで、様々な影響や混乱が生じてきたと思います。この事態を教育委員会としてどのように受け止められましたでしょうか。改めて認識をお伺いします。

○坂本学校教育部長 このたび、インターネット上において、あたかも黒塗りを施していない、旭川市いじめ防止等対策委員会の最終報告書であるとして文書の画像が掲載されましたが、このような行為は、御遺族や関係者のプライバシーを著しく侵害し、また、この画像を見た不特定多数の人を誤信させるものであり、今後のいじめの重大事態の調査に当たり、調査対象者の協力が得にくくなるなど、支障が生じることも懸念されます。

旭川市いじめ問題再調査委員会においては、漏えいした情報をめぐっての異常な状況を踏まえ、報告書の提出による答申を延期されることとなり、教育委員会においては、改めて情報管理の在り方が厳しく問われる重大な事態であると受け止めており、今後、調査関係者をはじめ、市民の皆様には不安や疑念を持たれることのない適切な文書管理を徹底してまいります。

○駒木委員 いじめ問題再調査委員会の答申が直前になって延期を余儀なくされました。教育委員会は、再調査委員会にかけた負担も重く受け止めていただきたところで、当然ではありますが、適切な文書管理を徹底していただきたたいと強く申し上げたいです。今回、調査報告書とされる文書

がウェブサイトに掲載されたことで、本市のいじめ重大事態調査に対する保護者や関係者の不安や不信感は高まっており、今後、対策委員会の調査への協力を得られないことも危惧される事態でございます。これまでの御答弁では、適切な情報管理を徹底していくとのことでありますが、これまで以上に危機感を持って誠実に対応していただきたいと思います。

最後に、改めて今後の対策委員会の持ち方や文書管理の徹底について、教育長の見解をお伺いします。

○野崎教育長 このたび、いじめの重大事態に係る調査報告書とされる黒塗りのない文書がインターネット上に掲載され、御遺族や関係者の方々に大変な御心痛と御負担をおかけする事態となったというところであります。

また、このことによりまして、旭川市いじめ問題再調査委員会の市長への答申が急遽延期されるなど、混乱も招いているところでありまして、御遺族や関係者の方々をはじめ、再調査委員会の皆様、そして市民の皆様に深く改めておわびを申し上げたいと思います。

今回の事態でありますけれども、教育委員会として大変重く受け止めており、今後に向けて適切に対処していきたいというふうに考えております。

まずは、先ほどからの答弁と重なるところでありますが、御遺族の弁護団からも申入れを受けております文書を掲載した市民団体に対する法的手続について準備を進めていくとともに、今後のいじめの重大事態の対応に支障を来すことのないように、対策委員会の調査に当たりましては、調査対象の方に個人情報やプライバシーの保護の徹底について丁寧に説明をし、その理解を得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、情報管理、特に秘匿性や機密性の高い文書の管理につきましては、教育委員会全体で強い危機感を持って、慎重かつ確実な管理を徹底し、市民に疑念を抱かれることのないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○駒木委員 適切な対処を行っていただき、信頼回復へ努めていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○高花委員長 次に、中村みなこ委員。

御発言願います。

○中村みなこ委員 それでは、よろしくお願いいたします。

今の駒木委員の質疑で明らかになった部分も多々あるのですが、再確認の意味も含めて進めさせていただきたいと思います。

最初に、いじめ再調査報告についてです。市長は、いじめ防止等対策委員会の報告が出る前から再調査することを言い出しておりました。その頃には、遺族側が対策委員会に資料を提供しない状況となっていました。その結果、対策委員会は十分な調査、報告がなされなかったと思われるのですが、それについての認識を伺います。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 旭川市いじめ防止等対策委員会が実施しましたいじめの重大事態に係る調査に関しましてですが、この調査に提供された資料について市のほうで把握しているものではなく、また、そのような状況であったか否かについても承知はしておりません。

○中村みなこ委員 対策委員会と再調査委員会に対して、提供される情報量に差があったことは、各種報道で伝えられております。遺族からも、弁護士の判断、アドバイスで提出しなかった、寄り

添った調査をしてくれていると思えたから膨大な量のメッセージや医療情報を全て提供したなどと談話で述べられておりました。

それに関しての認識を伺います。今回のように資料提供する、しないの権限は、遺族、被害者側にあるのでしょうか。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 さきのいじめ防止等対策委員会及び今般のいじめ問題再調査委員会における調査ですが、それぞれいじめ防止対策推進法の第28条または第30条に基づいて実施されるものであります。この調査におきましては、法的な強制力は一切なく、調査委員会は関係者に協力を依頼する立場であって、それに応じるか否かは依頼を受けた側の判断によりますことから、その判断について承知しているものではございません。

○中村みなこ委員 強制力はないとのことですが、真実を明らかにするための調査なのに資料提供が気持ち一つ、遺族側の主観や弁護士の一言で左右されることに疑問を感じました。対策委員会の調査にも同様の資料提供がなされていたら、違う最終報告になったのではないかとも思われます。今後も毎回、再調査ありきで、調査の協力や資料提供がされたりされなかったりすることにもなりかねません。盛山文部科学大臣は、再調査委員会の報告に関して、最初の調査が十分でなかった、何のために第三者委員会を設置しているのか、決して望ましい動きではなかったという見解も示しています。

また、ほかの地域の第三者委員会では、被害者側と調査委員との関係等が悪化するなどして調査に支障を来すことになった場合には、調査途中で委員を交代するなど、何らかの手だてを取っているところもあるようです。

これらを考えると、今後、再調査にならないための何らかの対応策を設けていくべきであると考えます。現在、文科省は重大事態への対応や調査に課題があるとして、ガイドラインの改定を進めているとのことですので、それらも含め検討していただきたいと思います。

それでは、今回の報告をどのように受け止めているのか、今後どのように生かしていくのか、お伺いいたします。

○香川子育て支援部子育て支援課長 このたびの報告につきましては、諮問に対する概要の報告でありまして、今後、調査結果報告書が答申として提出される見込みでありますことから、報告書の提出を受けた後に、内容を精査の上、必要な対応を行っていくものと考えてございます。

○中村みなこ委員 報告書提出後、しかるべき場でしっかりと示していただきたいと思います。

それでは、教育委員会に伺います。現在、既に数々のいじめ防止対策としての取組がなされておりますが、報告とそれらの関連や評価について、どのように捉えているのでしょうか。

○坂本学校教育部長 本年6月30日の旭川市いじめ問題再調査委員会からの報告は、諮問に対する概要にとどまるものではありますが、新たないじめの認定が行われたことに加え、学校や教育委員会のいじめへの対処について様々な言及があり、真摯に受け止めております。

教育委員会では、再調査が進められている段階から、市長部局に昨年4月に新設されたいじめ防止対策の専門部局に職員を併任し、学校、教育委員会、市長部局が情報を共有しながら、速やかな初動対応を行うなど、いじめの未然防止や早期把握、重大化の防止に向け、旭川モデルという、全国でも例を見ない体制により取り組んでまいりました。こうした取組を通じて教育現場の意識が高まり、認知件数が大幅に増加してきているほか、いじめ防止対策推進部へは保護者からの相談も増

えるなど、きめ細かな対応ができる体制整備の効果が現れてきているものと考えております。

○中村みなこ委員 今の答弁では、旭川モデルの取組の現段階の評価であり、報告との関連は述べられませんでした。

では、今後、報告書が出された後は、それと照らし合わせての評価とともに、追加のいじめ防止対策の検討や旭川モデルの修正等を進めていくということによろしいでしょうか。

○工藤学校教育部主幹 本市のいじめ防止対策につきましては、いじめ防止対策推進部が設置されて以降、教育委員会におきましては、いじめを疑いがあるものも含めまして、学校から全件報告を受けるといったいじめ見逃しゼロに向けまして取組を新たに開始しております。

また、重大化のおそれがあったり、学校だけでは対応が困難だったりする事案につきましては、市長部局の職員と連携しながら、緊急支援チームを速やかに学校に派遣し、初動対応を徹底するなど、従来にはなかった様々な対策を講じてきてございます。

今後、再調査委員会から最終報告書の提出があった際には、こうした旭川モデルの取組の検証結果も踏まえつつ、速やかに必要な対応を検討いたしまして、取組を進めてまいります。

○中村みなこ委員 本市において、再調査の結果を待たずして、いじめ防止対策に取り組んでいることは評価したいと思います。

また、尾木直樹委員長から、SNSに関する教育や性教育の充実の必要性が述べられておりました。内容はまだ不十分だと考えておりますが、本市ではもう既に手がけており、現行の取組の方向性は間違っていないと考えております。ただ、それらの効果的な内容のさらなる充実とともに、どれだけ現場にいじめ担当の人員をプラスして配置できるか、予算をつぎ込むかが重要です。先ほどの答弁にありました、全国に例を見ない体制をそこに求めるべきだと指摘させていただきます。

では、今後大きな焦点になってくるのが損害賠償問題だと思われます。今後、どのような動きになっていくのでしょうか。

○高橋子育て支援部子育て支援課主幹 あくまで一般論でありますけれども、損害を受けた際の賠償の請求は、損害を受けた側が行うことになりますので、今後につきましては御遺族の御判断によるものが大きいかなと認識しております。

○中村みなこ委員 元維新の会の橋下徹氏は、教育学的に、心理学的にいじめと自殺の間に因果関係があるということが認定されたが、法的な因果関係は裁判所が認定することだとして、賠償金額の問題をそこでやればいいと述べておりました。御遺族次第とのことですが、賠償金は税金です。最初から和解ありきではなく、裁判などで公平に判断されるべきであるということを指摘させていただきます、次に移ります。

いじめ調査の流出の報告について質問させていただきます。まずは、流出源についてお伺いします。市教委が保管しているとするいじめ防止等対策委員会からの報告書とはどの段階のものなのでしょうか。中間報告、最終報告、それ以外にも協議途中の資料や概要的なものなど、その都度提出されて保管されていたのでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 さきのいじめ防止等対策委員会から答申のあった事案については、令和4年9月12日付で最終報告書を、令和4年4月14日に中間報告書を受領しており、それぞれ教育委員会執務室内のキャビネットに施錠した上で保管をしております。その他の文書については、保有や閲覧などを含めて、流出についても内部調査を行いつつ、捜査機関及び弁護士にも相談して

いる最中であり、現時点で詳細を申し上げることはできませんことを御理解いただきたく存じます。

○中村みなこ委員 ウェブサイトに掲載された文書にはメモ書きがあり、市教委の公表版はメモ書きのとおり修正されていました。これを手がかりに、掲載された文書はどのタイミングでどこから流出したものなのか、特定できる可能性はあるのではないかと思います。市教委以外の流出という証拠にもなり得るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 市民団体のウェブサイトに掲載された文書は、市教委が令和4年9月に旭川市いじめ防止等対策委員会から答申された最終報告書と同一のものではないことを確認しており、あわせて、最終報告書の前段階の文書である可能性も否定できないと考えております。

また、掲載文書を断定することは、プライバシーに関わる事項の言及につながり、また、現在準備を進めている団体に対する法的手続への影響も懸念されるため、答弁を差し控えさせていただきます。

○中村みなこ委員 今の段階では、このような場で明らかにできないとのことですので、しかるべきときの報告を待ちたいと思いますが、徹底的に明らかにすることが再発防止につながることは言うまでもありません。今後に期待しております。

次に、今回の再調査委員会の報告書の扱いについて伺います。今後どのような動きになるのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 再調査委員会からの報告書につきましては、現時点で提出時期やどのような形で提出されるかは未定ではありますが、諮問を行った市長に対し答申されるものとなります。

報告書を受領した後は、個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や情報公開条例における不開示事由等を考慮して、公表を行うべきでない判断する部分を除いた公表版を市で作成し、公表していくことを予定しております。

○中村みなこ委員 その公表版には、また黒塗り部分がある程度施されて公表されるということでしょうか。またその際に、遺族側からの要望等も聞き入れて、黒塗りの部分が決定されるのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 今後、再調査委員会から提出いただく予定の報告書につきましては、個人のプライバシーに関わる内容など、秘匿すべき情報が多く含まれていると考えられますが、それがどのような形で記載されるかについては、市で承知していないものでございますことから、受領した報告書の内容を確認した上で、遺族の心情に寄り添い、どのように公表すべきかを検討していきたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 内容を確認後、検討とのことですが、非公開の判断基準、非公開部分の判断基準が明確であることも大事だと思います。黒塗りされた部分が適切かどうかはちょっと判断はしかねますが、前回の最終報告では黒塗り部分が多かったことで、過度な不信感や臆測を呼び起こし、流出問題にも何らかの影響があったのではないかと思います。

また、前回黒塗りだった部分、例えば爽彩さんの特性に関わる部分などが、今回の報告書で明らかにされているとすれば、非公開の判断基準とは何なのかと疑問に思います。当事者の要望で決まるもの、その事例ごとに異なるものなのか、秘匿すべき情報等の枠組みも併せて示していくことも必要なのではないかと思います。

それでは最後になりますが、前回の報告書が流出した際に再発防止対策が幾つか挙げられていました。今回、それらの対策が適用されるのでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 受領いたします報告書につきましては、現在その取扱いについて、市長を中心に関係部局で検討を進めているところですが、関係規定等に基づき、その保管、管理を徹底した中で適切に管理してまいりたいと思います。

○中村みなこ委員 関係規定等に基づいていても流出したわけですので、新たな手法も含め、何重にも対策を取るべきだということを指摘いたしまして、私からの質疑を終わりとさせていただきます。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 通告はしていないんですけども、今ほどお二人の委員の質疑を聞かせていただいて、ちょっと細かいことも含めて何点か確認だけはさせていただきたいと思います。

調査の終了が報告されたということで伺いましたが、報告書は、現段階では市に手渡されていないということなんですが、その答申が最終的にされるっていう判断は、市側の情報漏えいの対策だとか保護措置の在り方を確認された上でということなんだと思いますけども、それが十分なものかどうかを再調査委員会が判断をした上でということになるんでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 情報の保護措置に関しましては、こちらのほうで市長を中心に対策を進めまして、その内容について、再調査委員会に御報告させていただいた後、再調査委員会のほうで十分との判断があれば、報告が受けられることになると考えてございます。

○横山委員 それではその判断、そういうときに終わるまでは再調査委員会自体は解散せずに継続をするということでしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 最終的に答申がなされるまでが再調査委員会の任期ということになります。

○横山委員 遺族側には、その最終報告書が示されているのかどうかは、市のほうで分かりますか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 答申という形ではございませんけれども、これまでの遺族とのやりとりの中で、一定程度の情報は示させていただいております。

○横山委員 今回、市側には報告書のあくまでも概要のみを示された段階ですので、当然市としては内容の精査は十分できていない、現段階ではできていないという判断でよろしいですか。

○向井子育て支援部長 現段階で概要のみの報告であり、調査結果報告書の内容についての精査はまだできていない段階でございます。

○横山委員 その段階なので、私はこれ以上の内容については何うつもりはないんですけども、ただ、学校内でのいじめが新たに認定されたというような報道もされている中で、もしそれがそのとおりの内容だとすれば、さきの第三者委員会の最終報告とずれが生ずるわけです、当然ね。そうすると、学校でのいじめ認定についてどちらに重きが置かれるのかと。2年前の第3回定例会で私が本会議で質疑をしたときに、再調査はあくまでさきの調査を補完するものだというふうに市長は答弁をしてるんですけども、全く判断が違えば、補完する関係にならない可能性がありますよね。その部分についても、その最終報告を受けるまでに、当然精査は最終報告を受けてからになりますね、十分な精査をしていただいて、最終的な認定についてはどうなのかということはぜひ議論をしていただきたいと思います。

この後は指摘等ですけれども、今回答申がされなかったことの理由の大きな一つが、ウェブサイトへの情報漏えいが疑われるような事例があったことだと思うんですが、どの段階のものが掲載されて、本物かどうかということも含めて精査中だということですので、それについては聞きませんけれども、そもそもこの混乱がどんな背景の中で起きてきたのかということをもう一度、第三者委員会の最終報告の段階まで戻ってですね、やっぱり精査する必要があるんじゃないかなと思います。今後の様々な第三者委員会調査等のことにもつながっていくと思いますので、そもそもその調査の在り方だとか、公表の在り方だとか、そういったものをどういうふうに進めていけばよかったのか、どうしたらこういうことが防げたのかということは市教委、市長部局も含めて、十分議論する必要があるということは指摘をさせていただきたいと思います。

以上です。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○江川委員 すみません。何点かだけ、再確認をさせていただきたいと思います。

1点目です。先ほどの横山委員からの質疑で、御遺族には方向性というか答申に近いものは渡されているということだったと思うんですけれども、基本的に今回の内容というのは、あくまで調査委員会が終わったという報告ということで大丈夫でしょうか。

○香川子育て支援部子育て支援課長 調査が終わったとする内容でございます。

○江川委員 では、再調査が終了し、その内容に関してどのように報告をされるおつもりなのか、当委員会にどうされるおつもりなのかを見通しを含めてお聞かせいただきたいと思います。

○香川子育て支援部子育て支援課長 再調査のガイドラインにおきましては、議会に報告することになっておりますので、ちょっとまだどの段階でということは申し上げられませんが、最終的に議会に報告させていただくことになってございます。

○江川委員 そして、再三、流出に関わって緊急的に延期がなされたというふうに報告がなされたというふうになっているかと思うんですが、6月23日の段階で結構なんですけれども、急遽ということではもうその時点である程度日程調整をし始めていたのではないかなというふうに私は推察するんですが、本来であれば、予定としてはいつ、どのような内容で答申がなされる予定だったのか、報告が市長に対して答申される予定だったのか、お答えいただける範囲でお答えください。

○香川子育て支援部子育て支援課長 6月23日、情報が漏えいになる前の段階でございますけれども、この段階では6月30日前後を予定して、最終的な答申書を提出するという予定でございました。

○江川委員 これまでの委員の質疑もそうだと思うんですけれども、私自身は今回のこの再調査に関してもそうですし、前回の最終報告に関しましても、今後、もう二度とあってはいけないことですから行われている調査だという認識です。つまり、今後にいかによりどのように生かしていくのか、子どもたちにもう二度とこういうことをさせてもいけないし、被害に遭ってはいけない、その部分でどう生かしていくかっていうところが重要だと思っています。だからこそ、一部でも、いわゆるその経緯に関してというよりは最終報告、再調査の報告に関しても、例えば、教育委員会に対する答申であったり、この答申におけるどういった子育て支援の在り方が必要なのかとか、そういった部分の答申に関しては、一部だけでも先に公開すべきではないかなと思うんですけれども、そういった部分を踏まえて、今後どういうふうに再調査委員会に内容を求めていくのか、答えを求めて

いくのか、今もう答申が出来上がってるということですから、その答申の部分をどういうふうに求めていくのか、今年度中にきっとこれってなされないと困ることだと思うので、特に9月をこれから迎えますので、昨年度の部分の検証であったりそういった部分が必要だと思ってるんですけど、そこに関しての求め方っていうものの見解をお聞かせください。

○向井子育て支援部長 今後の再調査委員会からの答申につきましては、先ほど来、御答弁をさせていただいておりますとおり、再調査委員会のほうで市の情報管理への在り方及び調査委員会の報告書における保護措置を踏まえた中で報告をされるとなっておりますので、答申につきましては、その内容は調査委員会のほうで報告書をもってなされるものというふうに私たちのほうでは認識をしているところでございます。

また、今後二度とあってはならない、こうしたことを起こさないための提言という、再発防止の提言というものが、今回の報告書の中ではあくまでも概要ということで書かれておりますけれども、概要の中では6点、いじめの防止等についての、再発防止についての提言を行ったというふうにされておりますので、調査報告書が出されてからにはなりますけれども、その詳細な内容を検討し、今後の対策について生かしていきたいなというふうには考えております。

○江川委員 それでは、流出に関わって、もうちょっと何点か確認をしたいと思います。

タイトルを含めて市民団体というふうにしておりますけれども、これは本当に市民団体というふうになっているのかということ、それからこういった表現にしたその理由がもしあるようでしたらお聞かせください。

○中瀬学校教育部次長 この団体に関する表現についてでございますけれども、市民団体という明確な定義というのが法で決まってるわけではないと認識しておりまして、同じ目的を持った方々が集まって、特定の目的のために活動されているといった意味で、市民団体という用語を使わせていただきました。

○江川委員 理解いたしました。

今回流出したこの文書に関して、今後の対策として、もし万が一、これが2次利用された、そしてさらに被害が拡大していく、そういった場合において、どのように教育委員会としては対処しようと考えてますでしょうか。

○中瀬学校教育部次長 今回、インターネット上に文書が掲載されたことで、今、委員のおっしゃった2次利用であるとか、被害の拡大というところも懸念されるところであると認識しております。まずは、その元となっている今回掲載された文書を載せた団体の代表の人に対する対応というのを優先して行い、その後、被害が拡大するようであれば、またそれに応じた対応というのを検討していきたいと思っております。

○江川委員 適切な対応をとということをまず1点は申し上げたいと思いますのと、あと素朴な疑問として、今回、御遺族からの求めに応じて市教委が被害を訴える側になって警察に訴追をするということで間違いないですね。つまり今回は、人権侵害、いわゆるこれが流出したことに関わって名誉が毀損されたとか、人権侵害に当たる部分っていうのが、今回市教委の部分では補完ができないんじゃないかなと思うんです。名誉は回復されないですね。そこに対する御遺族であったりとか、そういったチームに関しての部分っていうものの対策が今後きつとなされていく可能性があるのではないかなと思っているんですけども、そのときにも、ぜひ、知らないじゃなくって、き

ちっともうここで再調査終わりましたよとか、調査が終わりましたよっていうことではなくて、今後、信頼を回復する意味も含めて丁寧に協力をし、そして、きちっとサポートをしていくっていうことをしていただきたいなど。自分たちのことだけじゃなくて、きちっとこれに対して、心労を負った人たちに対する部分も考えて行っていただけたらなということを申し上げて、私の質疑を終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時58分